

社会保障協定

日本の事業所から海外の支店等に派遣される日本人が増加しています。この場合、日本から海外に派遣される人については、年金制度をはじめとする日本の社会保険制度と就労地である外国の社会保険制度にそれぞれ加入し、両国の制度の保険料を負担しなければならない「二重加入の問題」があります。

また、派遣期間が短い場合、外国の年金制度の加入期間が短いことから、年金が受けられないなど、外国で納めた保険料が結果的に掛け捨てになってしまう「保険料掛け捨ての問題」もあります。これは、海外の事業所から日本にある支店等に派遣される外国人の場合も同様です。

このような問題を解決するため、二国間で社会保障協定を締結することにより、年金制度等の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けられるようにするものです。

社会保障協定の目的

- ・「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）
- ・年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の通算）

年金加入期間通算の基本的な考え方

一方の国の年金制度の加入期間のみでは、受給資格を満たさない場合に、他方の国の年金制度の加入期間を一方の国の加入期間とみなし、受給資格期間に通算することにより、年金を受けられるようにする。

ただし、通算された加入期間に応じて計算された年金を、一方の国からまとめて支給するような仕組みではなく、年金加入期間通算により支給される年金額は、一方の国の実際の実際の加入期間に応じて計算された額となります。

<加入期間通算のイメージ図>

	日本の年金加入 6 年	
外国の年金加入 12 年		外国の年金加入 8 年

12年 + 6年 + 8年 = 26年 > 10年・・・日本の年金支給要件を満たしている※
 ⇒ 日本の年金支給額は、日本の年金加入期間の6年分

※ 老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。2017年7月31日までは受給資格期間が25年以上必要でしたが、法律の改正により2017年8月1日から受給資格期間が10年に短縮されました。

社会保障協定の締結状況

社会保障協定の発効状況は以下のとおりです（括弧内は、協定発効年月です）。

2024年8月現在、日本は23か国と協定を結んでいます。「保険料の二重負担防止」「年金加入期間の通算」は、日本とこれらの国の間のみで有効です。なお、イギリス、韓国、中国、イタリアとの協定については、「保険料の二重負担防止」のみです。

ドイツ（2000年2月）、イギリス（2001年2月）、韓国（2005年4月）、アメリカ（2005年10月）、ベルギー（2007年1月）、フランス（2007年6月）、カナダ（2008年3月）、オーストラリア（2009年1月）、オランダ（2009年3月）、チェコ（2009年6月）、スペイン（2010年12月）、アイルランド（2010年12月）、ブラジル（2012年3月）、スイス（2012年3月）、ハンガリー（2014年1月）、インド（2016年10月）、ルクセンブルク（2017年8月）、フィリピン（2018年8月）、スロバキア（2019年7月）、中国（2019年9月）、フィンランド（2022年2月）、スウェーデン（2022年6月）、イタリア（2024年4月）